

長崎市 GX 推進事業費補助金（物価高騰対策型）

募集要項

長崎市新産業推進課

1. 事業の目的

物価高騰の影響など取り巻く環境が厳しい状況が続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小事業者のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネルギー設備等の更新の取組みを支援するとともに、今後、成長が期待されるGX分野への参入促進の取組みを支援します。

2. 定義

ア 「中小事業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

イ 「市内中小事業者」とは、市内に本店、主たる事業所、工場（以下「事業所等」という。）を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者をいう。

3. 補助対象事業

市内の事業所等において実施される、令和8年1月末までに完了することが確実な事業で、かつ下記のア又はイに該当する事業とする。

ア 省エネ促進事業

市内事業者の経営基盤の強化や温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とした、工場等におけるエネルギー消費効率の高い機械設備等への更新や自社消費を目的とした再生可能エネルギー設備等の導入などの取組みに資する事業
(対象設備)

次の①～⑤に掲げるもので、省エネルギー又は高効率効果が既存設備等と比較して10%程度以上の効果が見込まれるなど、一定のコスト削減が見込まれる機械設備等

- ① 生産活動等に必要の機械設備等
- ② 小型ボイラー設備
- ③ 再生可能エネルギー設備（主に自家消費を目的としたものに限る）
- ④ 蓄電池（③と連携したものに限る）
- ⑤ その他省エネルギー又は高効率効果が見込まれるもの

※①、②、⑤については更新のみ、③、④については、新設のみに限る

イ GX分野参入支援事業

市内事業者のGX分野（14分野※）への参入促進を図ることを目的に、新規受注の獲得や受注拡大に寄与する技術・技能の高度化の取組みをはじめ、実証試験、人材育成、設備投資などの取組みに資する事業

14分野※：「洋上風力・太陽光・地熱」、「水素・燃料アンモニア」、「次世代熱エネルギー」、「原子力」、「自動車・蓄電池」、「半導体・情報通信」、「船舶」、「物流・人流・土木インフラ」、「食料・農林水産業」、「航空機」、「カーボンリサイクル・マテリアル」、「住宅・建築物・次世代電力マネジメント」、「資源循環関連」、「ライフスタイル関連」

4. 補助対象者

下記の（1）から（4）までの要件を全て満たす市内中小事業者

- （1） 市内に事業所等を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいること。

- (2) 次の業種を営んでいること。

省エネ促進事業	全業種
GX分野参入支援事業	製造業、機械設計業、商品・非破壊検査業

- (3) 次のいずれにも該当していないこと。

- ア 市税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している事業者
イ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者

- (4) 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付(国又は地方公共団体によるものを含む。)を受けていないこと。

5. 補助の内容

- (1) 補助率 3分の2

- (2) 補助限度額 以下のとおり

事業	上限額	下限額
省エネ促進事業	500万円	100万円
GX分野参入支援事業		-

- (3) 補助対象経費 別表のとおり

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

- (4) 事業期間 交付決定日～令和8年1月末（原則）

※災害等やむを得ない事情により令和8年1月末までに事業完了ができない場合は、2月末まで事業期間を延長することは可能としますが、事前に市の承諾を得る必要があります。

6. 申請

- (1) 受付期限 ~~令和7年8月29日(金)~~ **令和7年10月31日(金)**

※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。

申請書類の提出 申請受付期限までに、所定の様式を提出してください。

- (2) 提出書類（提出部数：各1部）

- ① 長崎市GX推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 補助事業（収支）計画書（第2号様式）
- ③ 宣誓書兼同意書（第3号様式）※個人の場合は本人分を記載
- ④ 設備比較証明書（第4号様式）※省エネ促進事業のみ
- ⑤ 前年度・前前年度決算書（法人に限る）
- ⑥ 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る）
- ⑦ 更新前の設備の写真 ※省エネ設備等更新のみ
- ⑧ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人に限る）※写し可
- ⑨ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その3）※原本
- ⑩ 業者選定理由書（複数の見積書が提出できない事業者に限る）

※①、②、③、④の様式は、長崎市ホームページからダウンロードできます。

- (3) 添付書類

ア 省エネ促進事業

- ① 見積書 ※見積書1者の場合は、⑩業者選定理由書（任意様式）の提出が必要となります

- ② 機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等）

イ GX 分野参入支援事業

- ① 見積書（機械設備等導入費）及び機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等）
② 具体的な委託内容が分かる見積書
③ 研修内容や金額が分かる資料（研修受講や資格取得の場合）
④ 購入予定の商品、数量、金額一覧（消耗品等）※任意様式

(4) 提出先（郵送または持参）

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階
長崎市経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係

7. 選考方法

(1) 書面審査

申請受付後、随時、選考基準に基づく審査を行い、総合的に判断し、交付決定を行います。

(2) 選考基準

ア 省エネ促進事業

- ・事業効果
- ・費用対効果
- ・経費の妥当性

イ GX 分野参入支援事業

- ・新規性・市場性・有用性が一定認められる取組みであること
- ・売上拡大や収益増、生産性向上につながる取組みであること
- ・事業化・製品化の見込みがあること
- ・費用対効果
- ・高付加価値化、差別化の取組みであること
- ・事業拡大（売上拡大、取引先拡大）につながる取組みであること
- ・新たな収益の仕組み・ビジネスモデルとなる取組みであること

8. 補助事業の実施（申請後）

(1) 補助金の交付

申請受付後、随時、審査を行った後に、交付決定を行い、決定通知書を送付します。必ず、交付決定を受けてから、発注など事業に着手してください。交付決定前の事前着手分は補助対象として認められません。また、補助金の支払いについては、実績報告後に精算払いを行います。

(2) 変更申請

事業内容に変更が生じた時は、速やかに長崎市へ連絡してください。軽微な変更（20%以内の事業費の減 等）を除き、補助事業等変更中止（廃止）承認申請書（第2号様式（第5条関係））及び事業変更書（第5号様式）を提出し、内容変更について承認を得る必要があります。
なお、変更承認前に着手した場合、対象外として取り扱われますので、ご注意ください。

(3) 実績報告書の提出等

事業完了後1月以内、または令和8年2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。添付書類については、以下のとおりです。

- ① 長崎市GX推進事業費補助金等実績報告書（第6号様式）
② 事業明細書（第7号様式）
③ 既存機械設備等の廃棄等証明書（第8号様式） ※省エネ促進事業に限る

- ④ 請求書、納品書、領収書の写し等補助対象経費の支出を明らかにする書類
- ⑤ 事業の実施を証する活動報告書（様式任意）
- ⑥ 研修の受講証明書または資格取得証明書（研修の受講に限る。） ※GX 分野参入支援事業に限る
- ⑦ 事業実施状況や事業成果の分かる写真（導入した機械設備等または外部からの専門家を招いて実施する指導及び研修の状況 等）
- ⑧ 既存機械設備等の売却や下取り等による収入額が確認できる書類 ※省エネ促進事業に限る

9. その他

(1) 補助事業の経理

本事業に係る収入支出の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類（請求書、領収書等）を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。

(2) 財産の管理等

補助事業により取得した設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も管理台帳を備えて管理しなければなりません。

また、法定耐用年数に定められている期間は、多用途への転用、貸付、譲渡などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を市に返納する必要があることがあります。

10. 留意事項

(1) 経費の支払について

- ・支払の事実を確認するため、実績報告時に見積書、契約書（注文書及び請書）、納品書、請求書、銀行振込控、領収書等の証拠書類の写しを提出する必要があります。
- ・支払方法は、金融機関からの振込を原則とし、領収書等により確認ができる場合は、現金払も可とします。※10 万円以上の支払いについては、原則、振込による支払いとします。
- ・クレジット決済の支払日：銀行での引落日となりますので、クレジット会社からの明細書と引落が分かる書類（通帳の写し）を添付すること
- ・手形による支払いにおいて、支払期日については手形を振り出した日ではなく、実際に支払いがされた日（決済日）となります。必ず、事業期間内（原則令和 8 年 1 月末）までに全額を支払う必要があります。

※自ら振り出したものではない約束手形（「回し手形」という。）による支払額については、補助対象経費としては認められませんのでご注意ください。

(2) 補助対象外経費について ※以下の経費は、補助対象になりません。

- ・補助対象事業に直接関係のない経費
- ・過去に国や地方公共団体の補助金等の交付又は交付決定を受けた事業者においては、補助金交付等の対象となった機械設備等と同じ機械設備等又は同等程度の機能を有する機械設備等の導入にかかる経費
- ・領収書等の必要な経理書類を用意できないもの
- ・1 件（付属品等含む）あたりの金額が税抜き 30 万円未満の機械設備等
- ・交付決定前に行った取組み（発注、納品、支払等）に要する経費
- ・建物改修に要する経費（機械設備等の導入に必要な最低限の工事は除く）
- ・電話代、インターネット利用料金等（プロバイダー料金含む）の通信費
- ・HP 作成、自社 EC サイト制作等に要する経費

- ・補助事業期間中の販売を目的とした製品等の生産に係る原材料費
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）及びキャンセルに係る取引手数料等
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・商品券等の金券、収入印紙等
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・土地の取得経費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助金事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
- ・クレジットカード払いにおけるポイント使用分
- ・自社内部の取引によるもの
- ・対象経費に関して、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けているもの
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

11. 問い合わせ先

本補助事業について、ご不明な点などは、下記までご連絡ください。

長崎市経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階

TEL 095-829-1273 Fax 095-829-1151

Mail : shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

12. 申請から補助金交付までの流れ



13. 補助対象経費（省エネ促進事業）

補助対象経費	内容
省エネルギー設備等購入費	・導入から5年以上経過した既存の機械設備等の更新を目的としたものであり、かつ、工場内での生産活動に供する機械設備等で、既存の機械設備等と更新する機械設備等を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等により省エネルギー又は高効率効果が既存の機械設備等と比較し10%程度以上見込まれると証明された機械設備等 【対象となる機械設備等（例）】 ・工作機械、変圧器、加工機械、産業用モータ、プレス機械、プラスチック加工機械、ボイラー 等 ・工場または倉庫内の照明設備 ・主に自社消費を目的とした再生可能エネルギー設備（新設のみ） ・上記の再生可能エネルギー設備と連携した蓄電池（新設のみ） ・その他省エネルギー又は高効率効果が見込まれるもの （以下は補助対象外） ・長崎市外に設置する機械設備等 ・機械設備等の新設 ・生産活動に供しない機械設備等 ・1件あたりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない価格）未満の機械設備等 ・消耗品の購入費 ・中古品の購入費 ・空調機器、厨房機器設備 ・機械設備等のリース又はレンタルに要する経費 ・機械設備等の設置に係る自社の人件費、旅費 ・パソコン、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械設備等の購入費 ・既存機械設備等の改良・改修に要する経費
工事費	・補助対象事業の実施に係る据付及び撤去工事に要する経費に限る。 （以下は補助対象外） ・省エネルギー設備の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
運搬費	・補助対象事業の実施に直接必要な運搬費に限る。
処分費	・補助対象事業の実施に直接必要となる処分費に限る。

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

※ 対象外経費については、募集要項の「10（2）補助対象外経費について」をご参照ください。

13. 補助対象経費（G X分野参入支援事業）

補助対象経費	備考
旅 費	・ 事業実施に必要な出張に要する経費に限る。
謝 金	・ 事業実施に必要な外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
受講料等	・ 事業実施に必要な研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
会場借上料	・ 事業実施に必要な会場及び機材の借上げに要する経費に限る。
消耗品費	・ 事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
機械設備等導入費	・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。 （以下に記載するものは補助対象外） ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・ 1 件あたりの取得価格が 30 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機、車両、家具、家庭用品、備品及び空調設備 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品又はリース契約に基づくもの
委託費	・ 補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
使用料	・ 事業の実施に直接必要な使用料に限る。
役務費	・ 事業の実施に直接必要な経費に限る。
共同研究費	・ 事業の実施に直接必要な契約、協定等に基づき負担する経費に限る。

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

※ 対象外経費については、募集要項の「10（2）補助対象外経費について」をご参照ください。